

## 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の 皆様へ

使用する農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に適切に提供しましょう。
- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせください。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>  
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇